

平成25年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成25年3月5日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 竜王町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 2号 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 3号 竜王町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第 6 議第 4号 竜王町障害者自立支援条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 5号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例
- 日程第 8 議第 6号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 9 議第 7号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第10 議第 8号 竜王町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 日程第11 議第 9号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第10号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第11号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第12号 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例
- 日程第15 議第13号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 日程第16 議第14号 竜王町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例
- 日程第17 議第15号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議第16号 竜王町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例
- 日程第19 議第17号 平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第20 議第18号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第21 議第19号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第22 議第20号 平成24年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議第21号 平成24年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議第22号 平成24年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議第23号 平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議第24号 平成25年度竜王町一般会計予算
- 日程第27 議第25号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第28 議第26号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第29 議第27号 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第30 議第28号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議第29号 平成25年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議第30号 平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議第31号 平成25年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第34 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第35 議第33号 町道路線の変更について
- 日程第36 議第34号 平成24年度竜王町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第37 議第35号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第38 議第36号 滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村退職手当組合規約の変更について
- 日程第39 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 小森重剛 | 2番 | 竹山兵司 |
| 3番 | 若井敏子 | 4番 | 岡山富男 |
| 5番 | 山田義明 | 6番 | 内山英作 |
| 7番 | 貴多正幸 | 8番 | 古株克彦 |
| 9番 | 松浦博 | 10番 | 西村公作 |
| 11番 | 菱田三男 | 12番 | 蔵口嘉寿男 |

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 4番 | 岡山富男 | 5番 | 山田義明 |
|----|------|----|------|

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|--------|-------|----------------------|-------|
| 町長 | 竹山秀雄 | 教育長 | 岡谷ふさ子 |
| 総務政策主監 | 福山忠雄 | 住民福祉主監 | 田中秀樹 |
| 産業建設主監 | 村井耕一 | 総務課長 | 奥浩市 |
| 政策推進課長 | 杼木栄司 | 生活安全課長 | 若井政彦 |
| 住民税務課長 | 犬井教子 | 福祉課長 | 吉田淳子 |
| 健康推進課長 | 嶋林さちこ | 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | 井口和人 |
| 建設水道課長 | 竹内修 | 教育次長 | 山添登代一 |
| 学務課長 | 市田太芽男 | 生涯学習課長 | 田邊正俊 |

6 職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 松瀬徳之助 | 書記 | 臼井由美子 |
|--------|-------|----|-------|

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成25年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成25年竜王町議会第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中を、万障お繰り合わせの上御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

三寒四温を繰り返しながら、日一日と春めいていくことかとは存じますものの、まだまだ寒さが続きます昨今でございますが、議員の皆様におかれましては、御健勝にて、日々議会活動に御専念をいただき、あわせまして我々行政に携わる者に対しまして、格段の御指導と御鞭撻を頂戴いたしておりますことに、深甚なる感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、一昨年3月11日に発生した東日本大震災から丸2年になろうといたしておりますが、今なお、数多くの方が行方不明のままでありまして、仮設住宅での避難生活を送っておられる方々等、復興が進んでいない被災地の皆様の報に接するごとに胸が痛みますが、私たち国民の一人一人が等しく、3.11の大災害を忘れることなく、3月の節目を迎える際に、一日も早い復旧と復興を念じ上げなければならないと思うところでございます。

話題を転じさせていただきますが、昨年12月に衆議院議員の総選挙が執行されました。結果は皆様御承知のとおり、自民党の圧倒的な勝利で政権交代となったところでございます。

安部新政権は、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」とする、いわゆるアベノミクスを打ち出し、スタートされた次第であります。その結果、わずか2カ月半で日経平均株価は、1万1,600円にはね上がり、専門家筋では、秋口に1万4,000円の値をつけるのではと予測する人がふえていますし、外国為替市場では円安が進み、1ドル93円ないし94円になり、一例ではありますが、大手自動車会社の輸出部門の採算が改善し、国内部門のみにも黒字決算の見通しが報じられています。

確かに、畿内の景気判断も持ち直しに変わってきており、街角景気に明るさが出つつあることは、アベノミクス効果であろうと存じますが、一方では、このところ値上がりが続く燃料代、また値上げが予測される電気料金、その先で実施される消費税率のアップ等々が消費者にどのように影響を及ぼすか、しっかりと見定めていかなければなりませんし、一過性に終わらない経済の活動になることを期待するものであります。

本町では、昨年11月から新年度の予算編成の作業に取りかかりました。平成24年度当初予算において、歳入歳出の数字乖離が大きく、やむなく財政調整基金を取り崩すことにより、歳入不足を補填させていただく予算といたしましたところでありましたが、平成24年度における法人税収の伸びにて、結果的には財政調整基金を取り崩さなくて済む見通しであります。

新年度予算編成作業においても財政は依然として厳しい状態にありますものの、一昨年度、昨年度の作業に携りました者として、確実に財政改善へ向かわせていただいていることを実感いたしているところでございます。このことは、平成24年度決算にて報告いたします実質公債費比率が18%を下回ることが確実視されますし、平成25年度には4年ぶりに普通交付税の不交付団体になる見込みでありますこととあわせ、さらなる行財政改革にて財政基盤を安定させ、反面では第五次竜王町総合計画実現に向かって積極的な予算配分をいたしましたところでございます。

今定例会にて新年度予算を御審議賜るところであります。前述の内容をあわせてよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

今、竜王町は県下でも注目を浴びるまちであります。竜王インター近くの大型商業施設のアウトレットは増床工事が進んでおり、7月にリニューアルオープンとなります。増床分約65店舗をあわせると総店舗数が約230店舗になり、近畿では一番大きい施設となります。また、鏡工業団地にA社が立地し、今秋の創業開始に向かって既に地元採用の活動に入っておられます。さらには、竜王インター東側にW社流通センターの建屋の工事に取りかかっておられ、年内の営業開始を目指しておられます。

今申し上げました3社の立地により、竜王町内で今年度中に650名以上の採用が生まれますので、活性化への道になるものと感謝いたしています。

続いて竜王インター南側の県有地の開発がいよいよ具体化いたしてまいります。岡屋、山中、小口の皆様の理解と協力を得ながら、県との連携を強めて、まちに

とりまして税収増等が望める企業誘致につながるように全力投球いたしてまいり
覚悟でございます。

役場における今年度の仕事始め式、商工会の年賀式等で、私は昨年のおつ年を
振り返り、昇竜には至らなかったまでも、竜が目を見開いてくれたことは確かで
あり、ことしは巳年、蛇が脱皮し、次なる成長に向かう年と重ね合わせ、一事業
ずつスピード感を持って確実に実現させてまいりたいと考えています。

私が就任させていただいてから第1期4年間は、町の皆さんにひたすら御協力
と御理解を願った臥薪嘗胆のときであったと自認いたしておりますが、2期目に入
らせていただいてより、今、新たな出発が可能になったものと、みずからに認
識できるようになっております。

今日に至るまでの議員各位の御指導、御叱正に改めて感謝申し上げますととも
に、引き続き確かなあすのまちを築き上げ、町民の幸福、また住みよいまちづく
りに格段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、前定例会から今定例会までの町の動きにつきまして、主なる事業を報
告申し上げたいと存じます。

まず、総務政策部門でございますが、11月19日より2月20日にかけて、町
内の全自主防災組織との意見交換会を実施いたしました。各地域がみずからの自
主防災組織の現状を検証する中から、自主防災組織の重要性や役割を再確認いた
だき、そのための課題克服や組織の一層の機能強化に向け取り組んでいただくこ
とといたしました。また、避難集合場所のあり方についても検討いただき、地域
防災計画に反映していくこととしています。

12月8日、近江八幡地区の交通安全推進大会を竜王町公民館で開催し、年末
の交通安全県民運動での意識の高揚を図りました。

1月6日、竜王町消防団出初め式及び滋賀県消防協会八幡支部連合出初め式を
挙行いたしました。

1月19日より、近江八幡警察署では竜王駐在所で3名体制をとっていただい
ており、地域住民の皆さんの安全安心の確保に努めていただいております。

1月26日、町公民館で「じんけんを考えるみんなのつどい」を、教育委員会
との連携のもと開催をし、実行委員会の皆さんによる朗読劇や僧侶、シンガーソ
ングライターの鈴木君代さんの講演に298名参加をいただきました。

1月26日、岡屋公民館において、「(仮称)竜王岡屋工業団地造成計画の地
元役員説明会」を滋賀県及び土地開発公社とともに開催をし、新年度の着工に向

けて協力をお願いいたしました。

1月31日、本町への常備消防設置について関係機関等へ要望活動を行いました。

1月31日、11月1日から運行しておりました「竜王町デマンドタクシーの社会実験」を終了いたしました。この間、延べ107人の御利用をいただき、今後の公共交通のあり方研究の参考とさせていただきます。

2月20日、町の国土利用計画及び総合計画についての調査審議をいただく竜王町総合基本計画審議会を設置し、今後、2年間にわたり総合計画の進捗等を審査いただきます。

産業建設部門につきましては、1月25日、竜王町都市計画審議会を開催し、竜王町都市計画マスタープランの見直しの審議をしていただきました。

2月19日、日野川の早期改修及び平成25年度の予算要望を国土交通省及び地元選出国會議員に要望してまいりました。

住民福祉部門につきましては、2月13日、民生委員児童委員協議会と行政の懇談会を開催し、日ごろの民生委員活動で感じる福祉課題について懇談いたしました。

次に、教育委員会でございますが、1月1日、毎年恒例になっております元旦マラソンをドラゴンハットで開催し、250名のランナーの御参加をいただきました。

1月13日、平成25年新成人の祝典を公民館ホールで開催いたしました。竜王町では232名が新成人となりました。

以上、この間の主な動きを申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係16件、平成24年度補正予算7件、平成25年度竜王町当初予算8件、その他5件の計36件であります。何とぞ、慎重なる審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蔵口嘉寿男） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、4番 岡山富男議員、5番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

これより一般行政について町長より、また教育行政について教育長よりそれぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 本日、ここに平成25年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出をいたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

まず、我が国の経済状況につきましては、平成24年後半におきましては、それまでの円高の進行や世界景気の減速などを背景に、輸出・生産が落ち込み、景気は弱い動きが続き、製造業を中心に設備投資の低調な推移が続いていたところ です。

国外におきましても、欧州各国における債務超過を要因とした金融不安など、海外経済の不確実性が依然として高い状況が想定され、今後の景気の動向について不透明な要素は存在しており、我が国経済を下押しする要因となっております。また、これらの影響を強く受ける中で、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況が続くことも予想されます。

このような状況下におきまして、冒頭の挨拶でも触れたところですが、昨年末の衆議院議員総選挙を受けた政権交代を経て新たに発足した内閣により、日本経済再生に向けた緊急経済対策が平成25年1月11日に閣議決定され、大型の平

成24年度第1号補正予算が取りまとめられ、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で、長引く不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すことなどにより、急速に円安方向へと是正が進む為替相場や、にぎやかさを増す株式市場の動きなどに見られますように、我が国経済の緩やかな持ち直しに向けた期待感が膨らみつつあるところです。

竜王町におきましては、平成24年度における本町の町税収入におきまして、固定資産税について、評価替え及び引き続き企業の設備投資が低調であることによります償却資産の減少など税収減が見込まれる一方で、町内企業の業績の回復に合わせて法人町民税が大きく伸びる見込みとなったことに加えまして、個人町民税については地方税法の改正により微増となり、町民税全体で収入増となることを見込まれるところでございます。また、歳出につきましては、平成21年度以降の歳入増加及び歳出見直しに向けた取り組みの実践でありますとか、あわせて平成21年度から平成24年度までの4カ年において集中的に実施してまいりました町債の繰上償還などによりまして、本町の公債費及び町債残高の縮減を初めとした目指す目的について一定の効果を得ることができたところであります。

しかしながら、一方では高齢化の進展などによります福祉、介護、医療関係経費などの義務的経常経費が引き続き顕著な伸びを示していることに加えまして、老朽化が著しい公共施設の改修が迫られているなど、今後においても引き続き多額の財政需要が想定されますほか、あわせて、歳入では前年度の法人町民税収が好調であったことを要因といたしまして、地方交付税における普通交付税及び臨時財政対策債が皆減となる見通しとなるなど、大幅な財源不足が見込まれる状況にあります。

このような中で、住民と行政との新たな役割分担について、本町の各施策への浸透をより一層図っていくなど、これの実現に向けた環境の整備を初めとして、町行政の一層の効率化に向けた取り組みの継続及び多額の財源を要する投資的事業などについて、その内容の精査及び可能な限りの平準化を図った上で、それでもなお必要となります公共施設の維持修繕に係る建設事業費に対応するため、特定目的基金の充実などを中心とした財政構造の確立を念頭に置きつつ、より一層、効率的な行政の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められているところでございます。

つきましては、平成25年度において、引き続き財政の健全化に向けての方針

を継承し、各所管部門において改革を確実に推進してまいりますとともに、策定から3年目を迎えることとなります。第五次竜王町総合計画により、竜王町が目指すまちづくりを担う人、すなわち定住人口の増に焦点を当てた目標の実現に向けて、引き続き人への投資を政策の基軸として捉えて、教育環境の充実や子育て環境の充実などに取り組ませていただくことに加えまして、災害時における町指定避難所におきます避難初期の電力需要を見据えた再生可能エネルギー設備の導入や、滋賀県及び滋賀県土地開発公社と連携し、かねてより本町の念願でありました（仮称）竜王岡屋工業団地の整備に係る事業及び若者定住に向けた魅力ある施策を創設いたしますことなど、本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業に重点的に予算を配分いたしますとともに、事業の選択と真に住民が求める施策への集中を図らせていただきつつ、町民の内発的な力を育む住民本位の「“ひと”育ちみんなで煌めく交竜の郷」を目指して各施策を具体化させるものいたします。

まず、教育環境の充実につきましては、各町立学校・園におきます施設の改修などについて、さきに国において閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づきます経済対策などの活用を念頭に、当初では平成25年度当初予算において計上を計画しておりました竜王中学校体育館の改修事業について、今定例会において平成24年度3月補正予算として前倒して上程させていただくなど、さまざまな形で、係る財源の検討を十分に踏まえつつ、計画的に、かつ確実に進めてまいります。

また、平成23年度から継続して配置してきております町単独費による常勤講師につきましては、平成25年度におきましても、引き続き独自に、さらに充実して配置することにより、町内小・中学校における35人学級を実現いたしますとともに、カウンセラーや特別支援などに係る対応に加えて、引き続き、緊急雇用制度を活用した多様な支援員を配置するなど、きめの細やかな学習環境や生徒指導の実現を可能とする教育環境の整備を図り、一層の教育力の向上に努めてまいります。

これらの教育環境の充実に加えまして、竜王町における子育て環境の充実といたしまして、平成24年度においてその方針を示し、既に強力に進めてまいっております、新たな民間保育所の整備に向けた事業につきましては、平成26年4月の開所を目途に、平成25年には社会福祉法人が建設工事に着手されることとなりますことから、町といたしましても、引き続き強力に支援を行ってまいります。

さらには、第五次竜王町総合計画における定住人口の増及び若者定住の実現に向けた魅力ある新たな施策といたしまして、また加えて、町内企業における地域経済の活性化に向けた要素もあわせまして、定住促進住宅リフォーム助成事業を、単年度の予算規模を総額1,000万円として、平成25年度において新たに創設いたしました。

この定住促進住宅リフォーム助成事業は、町内において住宅をリフォームして新たに定住いただく新婚の御夫婦ですとか、多世代による家族との生活を始めようと住宅のリフォームを考えておられる方々などを広く対象といたしまして、このリフォームに要する費用に対して、1件当たりの助成金を最大で100万円と設定するものであります。

つきましては、町内外に対して、この事業の情報発信に努めてまいりますとともに、町商工会などを通じまして、町内各事業者の皆様方に対して周知を図らせていただきつつ、10年後の竜王町を見据えた中で、定住人口増加の着実な実現に向けた、まちぐるみによる取り組みとして、町税による投資効果を最大限に引き出すよう進めてまいります。

また、竜王町が長年切望してまいりました町内岡屋地先におきます（仮称）竜王岡屋工業団地の整備に向けた事業につきましては、滋賀県及び滋賀県土地開発公社と強力で連携する中で、いよいよ平成25年度から着手をさせていただくことといたしました。

まちの財政基盤を確固たるものにする上でも重要な政策の一つと位置づけますこの企業誘致の基盤づくりにつきまして、この推進に向けた組織体制などの充実を図り、県及び県土地開発公社からの御支援も得ながら、的確に、また迅速に実施してまいります。

また、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方、基本理念に基づきまして、思いを個々に申し上げますと、1つ目の豊かな自然と歴史を誇れるまちづくりにつきましては、先人たちが守り継いでこられた美しい自然や風土、築いてこられた暮らしや歴史、文化遺産に、今を生きる我々が新たな魅力を加えることで、全ての町民が我がまちに誇りを持ち、さらに次の世代へと継承し続けていくための取り組みを実施してまいります。

2つ目の、みんなが安心して暮らせるまちづくりにつきましては、子どもの健やかな成長を願う乳幼児期や学齢期の支援から、高齢期を健康で生き生きと暮らすための支援まで、生涯を通して福祉・保健・医療の各側面から一貫して提供す

る各支援について、教育面とのさらなる融合を図るとともに、特に心身の発達に支援を必要とする子どもたちに対する支援などの充実を図ってまいります。また、行き届いたきめ細かな教育環境の整備に向けて、新たな加配教員の配置や計画的な教育施設の整備に努めてまいります。

さらに、町民の安全・安心な生活を守るための基盤となる災害対策について、これの根幹となる防災計画の見直しに昨年度から着手しており、平成24年度において実施した防災アセスメントの結果から得られる情報を慎重に分析し、水害を初め震災及び原子力災害など、多様な災害に対する本町の危険度評価などに基づく質の高い地域防災計画を策定するとともに、老朽化した橋梁等につきましても、適切で、かつ計画的な管理に努めてまいります。

3つ目の、チャンスを活かすたくましいまちづくりにつきましては、ここ数年のうちに、竜王インターチェンジ周辺の景色の変化に象徴されますように、本町にとって非常に大きな転機がもたらされ、平成25年度は、この潮流にさらなる力を加えるであろうもう一つの転機に向けて歩を新たに進めるときです。

については、本町における自然や歴史、文化、農商工がそろったその利点を生かしつつ、新たな潮流を確実に本町に取り込みながら、若い世代を中心とした定住人口増加並びに企業誘致、産業の振興に向けた取り組みを実施してまいります。

4つ目の町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくりにつきましては、本町が蓄えている町民お一人お一人のエネルギーを結集せずして、我がまちが目指す大きな目標の達成は考えられません。また、限られた財源を効率的かつ効果的に活用する観点からも、これからのまちづくりには、さまざまな場面において町民皆様の参画を欠かすことはできません。

竜王町、自治会、それぞれの運営や活動に住民と行政がともにまちを築く取り組みを実施してまいります。

ただいま、4つの基本理念を含め、項目を挙げて思いを述べさせていただいたところでございますが、冒頭でも申し上げましたように、平成25年度の予算編成の方針といたしまして、本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業に重点的に予算を配分させていただきつつ編成いたしました。これら一つ一つの事業を着実に実行してまいりますことによりまして、福祉・介護・医療関係経費の増高などでありますとか、老朽化が著しい公共施設の改修などの多くの課題に対する活路を見出してまいりますとともに、引き続き、若者定住やまちづくりを推進する上で課題となっております地域コミュニティの強化、農業・農村の維持、産業の活

性化等々に関する各施策につきまして、まちを挙げて展開してまいります。

以上、平成25年度の竜王町行政執行方針を申し述べさせていただきました。

○議長（蔵口嘉寿男） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） それでは、平成25年度竜王町教育行政基本方針を述べさせていただきます。

竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり、「教育でまちづくり」。

大津市在住の中学生がいじめにより自殺した事案は、社会問題と化し、生徒指導、人権教育の両面から早急に解決すべき課題として取り上げられました。また、京都府亀岡市の通学途上における児童等の交通事故は、通学路の安全性について警鐘を鳴らし、再点検を行うなど安全性確保のための機会となりました。昨年度は上記に代表される事案により、社会全体が教育のあり方に対して注目を集める年になりました。

さて、教育の目的は「人格の完成」であるとうたった改正教育基本法の趣旨を受けて、国は平成20年に「教育振興基本計画」を策定しました。計画は、世界のグローバル化が進み、国内外における競争の激化や知識基盤型社会の進展など社会が大きく変化していく中で、国民一人一人の幸福で充実した生涯の実現や国際社会への貢献など、未来に向けて目指す豊かな社会づくりの礎は人づくり、すなわち教育であることをうたい、「教育立国」を宣言しました。

そこで、学校教育においては、新学習指導要領に基づき、教育課程の具体化に関し、改めて、生きる力の育成を目標に掲げ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むこと、学習に対する意欲・関心・興味等を高め、探求的に学んでいくことや、言語活動を豊かにしながら、コミュニケーション能力を高めることなども求めています。そして、義務教育における教育目標を達成するため、幼児期からの緊密な連携による教育の推進について強く求めています。

また、幼児期の教育については、社会や就労体制の急激な変化により、子育て支援・就労支援の観点から、昨年8月に「子ども・子育て新システム」への移行を推進しました。

社会教育においては、平成20年の社会教育法の改正により、次代を担う自立した青少年の育成に向けて、社会教育行政として社会全体で子どもを育てる取り組みを進め、地域の教育力向上を図ることが重要視されています。

さらに、スポーツ振興については、一昨年「スポーツ基本法」を制定し、多様

化するスポーツの目的、地域スポーツクラブの充実、競技力の向上、スポーツによる国際交流や貢献の広がり等の環境変化の対応として、スポーツ立国「日本」を目指すべく、スポーツに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することと位置づけました。

一方、滋賀県においても、平成21年7月に滋賀県教育振興基本計画を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、みんなで支え合い、みずからを高める教育の推進を図っています。特に本県が目指す人間像は「近江（淡海）の心」を受け継いで、みずからに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人であり、その目指す人間像に向けて教育が果たす役割が重大であると捉えています。

以上のような国や県の動きの中にあって、竜王町においては、一昨年、第五次総合計画を策定し、町の将来像を「“ひと”育ちみんなで煌く交竜の郷」と定めるとともに、人口減少に歯どめをかけ、10年後の町人口1万4,000人達成を目標にさまざまな戦略を定めました。計画3年次に当たることは、いよいよ人口増加に向け着実にコマを進める実行の年であり、まちづくりに欠かすことのできないひとづくりにかかわる諸事業を教育委員会全体で推進いたします。

このことは、昨年にも増して「教育でまちづくり」が強く求められるところであり、教育委員会では、学校園を中心とした学校教育と公民館・図書館を含む社会教育との緊密な連携をより充実させ、一人一人の自己実現がかなう生涯学習社会の構築を目指していきます。

中でも、学校園における教育課程の充実による「生きる力」の育成、就学前教育の充実を図るための幼稚園教育の充実、公民館基本計画を踏まえた学校支援地域本部活動の充実、図書館基本計画に基づく読書活動の推進、スポーツ推進計画の着実な実施、人権意識調査から見えてきた人権教育に係る課題解決等、具体的な事業展開に向けてより重点的に取り組んでまいります。

とりわけ、さきに掲げた「教育でまちづくり」を実践すべく、竜王町の子ども一人一人に生きる力を育むための35人以下学級の継続した編制により、きめ細やかで質の高い学びの実現を目指していきます。

また、教育環境の整備、特に学校園の施設整備については、空調設備の整備、竜王小学校校舎改修を終え、今年度は竜王中学校体育館の改修を予定しています。そして、建設目的基金の活用により、老朽化している教育諸施設について、計画

的に改修等が進行するよう努めてまいります。

以上、これまで築き上げてきた竜王町教育のよさを堅持しながら、時代の要請にも応えつつ、教育に熱心な町竜王の一層の発展を目指し、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針とし、5つの重点目標に27の重点施策並びに具体的努力事項を設け、「教育でまちづくり」をモットーに積極的な教育施策と着実な事業推進を展開してまいります。

次のページ、3ページでございますが、竜王町平成25年度重点目標並びに重点施策を掲げております。5つの重点目標のもと、右側にあります数点の重点施策を設定しております。

1つ目の重点目標は、「生きる力」をはぐくむ学校園教育の推進であります。

2つ目は、「共生の社会づくり」をめざす生涯学習の推進と文化財保護の充実であります。

3つ目に、明るく住みよいまちづくりをめざす人権教育の推進であります。

4つ目は、スポーツの日常化をめざした健康体力づくりの推進であります。

5つ目は、子育て支援の充実と未来を支える青少年の健全育成であります。

次の4ページからは、これらの重点目標と重点施策につきまして説明をさせていただきますので、御一読いただければありがたいと思います。

続きまして、19ページからでございますが、重点施策のもとの具体的努力事項をそれぞれ挙げております。

小・中学校、幼稚園並びに社会教育施設におきまして、教育関係機関一体となって、これらの具体的努力事項を取り組んでまいる予定でございます。

最後に、27ページでございますが、今年度の成果目標を設定いたしております。目標達成に向けて、一丸となって事業推進に努めてまいる予定でございます。

さらに、1年間の推進達成状況につきましては、毎年、教育委員会事務評価委員会におきまして、外部評価委員も含めて評価を行っておりますので、例年どおり実施し、公表させていただくこととなります。

以上、平成25年度竜王町教育行政基本方針につきまして御説明をさせていただきました。議員の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で一般行政執行方針並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

ここで午後2時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |        |        |                                                                                     |
|--------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 3  | 議第 1号  | 竜王町公告式条例の一部を改正する条例                                                                  |
| 日程第 4  | 議第 2号  | 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例                                                                 |
| 日程第 5  | 議第 3号  | 竜王町新型インフルエンザ等対策本部条例                                                                 |
| 日程第 6  | 議第 4号  | 竜王町障害者自立支援条例等の一部を改正する条例                                                             |
| 日程第 7  | 議第 5号  | 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例                                                              |
| 日程第 8  | 議第 6号  | 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例                                            |
| 日程第 9  | 議第 7号  | 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第 10 | 議第 8号  | 竜王町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例                                                   |
| 日程第 11 | 議第 9号  | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                                                              |
| 日程第 12 | 議第 10号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                                                             |
| 日程第 13 | 議第 11号 | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例                                                                 |
| 日程第 14 | 議第 12号 | 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例                                                              |
| 日程第 15 | 議第 13号 | 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例                                                              |
| 日程第 16 | 議第 14号 | 竜王町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例                     |
| 日程第 17 | 議第 15号 | 竜王町下水道条例の一部を改正する条例                                                                  |
| 日程第 18 | 議第 16号 | 竜王町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例                                              |
| 日程第 19 | 議第 17号 | 平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）                                                              |
| 日程第 20 | 議第 18号 | 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）                                                |

- 日程第 2 1 議第 1 9 号 平成 2 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議第 2 0 号 平成 2 4 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議第 2 1 号 平成 2 4 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議第 2 2 号 平成 2 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 平成 2 4 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 平成 2 5 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 平成 2 5 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 平成 2 5 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 平成 2 5 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 平成 2 5 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 平成 2 5 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 平成 2 5 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 平成 2 5 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 5 議第 3 3 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 4 年度竜王町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第 3 7 議第 3 5 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第 3 8 議第 3 6 号 滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村退職手当組合理約の変更について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 議第 1 号から日程第 3 8 議第 3 6 号までの 3 6 議案、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 1 号から議第 3 6 号までの 3 6 議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 1 号から議第 2 3 号までの 2 3 議案につきまして提案理由を申し上げ

げます。

議第1号、竜王町公告式条例の一部を改正する条例につきましては、制定された条例が現実にその効力を発動するためには、その内容が住民に知られる必要があり、この周知を図るための手続が公布という手続となります。このため竜王町では、現在、町内の8カ所の掲示場に掲示することでこの手続をとっております。しかしながら、近隣の地方公共団体と比較しても掲示場の数が多く非効率であること及び町広報や町ホームページなど情報伝達手段の多様化により掲示場の閲覧の割合が低下してきていることから、掲示場を総合庁舎の1カ所とするため一部改正を行うものです。

なお、施行日は一定の周知期間を確保するため、平成25年9月1日とします。

また、今後においては、より効率的かつ効果的に周知を図れる手法を検討してまいりたいと考えております。

次に議第2号、竜王町課設置条例等の一部を改正する条例につきましては、住民サービスの向上及び事務の効率化のために実施する行政組織機構の見直し並びに（仮称）竜王岡屋工業団地の事業推進に特化した工業団地推進課の設置等に伴い、竜王町課設置条例、竜王町都市計画審議会条例、竜王町水道事業の設置等に関する条例及び竜王町上下水道事業運営委員会設置条例について一部改正を行うものです。

次に議第3号、竜王町新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、平成24年5月11日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が宣言された場合に、市町村長は新型インフルエンザ等対策本部を設置することとされたことから、これの設置のための条例を制定するものでございます。

次に議第4号、竜王町障害者自立支援条例等の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の一部を改正し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、（通称）障害者総合支援法に改題する等の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日に施行されることに伴い、関係する竜王町障害者自立支援条例、竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、竜王町福祉医療費助成条例及び竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものです。

次に議第5号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例につきましては

は、現在、竜王小学校区の学童保育所については、同小学校の空き教室に設置いたしておりますが、子どもたちが安心して過ごせる環境を確保し、健全な育成が図れるよう、平成24年度において同小学校用地に単独施設として整備を行っており、3月下旬に竣工の予定でございます。つきましては、同施設の整備に伴い、設置および管理のための条例を制定するものでございます。

なお、この施設は基本的には公共施設であることから、現行と同じ形態で事業を実施するためには、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例中に学童保育所を追加する必要があることから、付則において当該条例の一部を改正するものでございます。

次に議第6号、竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで国が定めていた指定地域密着型サービスの施設基準等について、市町村の条例で定めることとなりましたことにより制定させていただくものでございます。

これまで国が定めておりました基準と同じ基準を維持しつつ、滋賀県条例とも整合性を図りながら、竜王町の独自基準として、高齢者の人権尊重を基本とした研修の実施及び災害の発生等の際の非常時においても業務が継続できるよう、体制を構築するよう努めることの規定を追加して制定させていただくものです。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日でございます。

次に議第7号、竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで国が定めていた指定地域密着型介護予防サービスの施設基準等について、市町村の条例で定めることとなりましたことにより、制定させていただくものでございます。

これまで国が定めておりました基準と同じ基準を維持しつつ、滋賀県条例とも整合性を図りながら、竜王町の独自基準として、高齢者の人権尊重を基本とした研修の実施及び災害の発生等の際の非常時においても業務が継続できるよう、体制を構築するよう努めることの規定を追加して制定させていただくものです。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日でございます。

次に議第 8 号、竜王町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び地域密着型サービス事業者等の法人格等に関する要件を市町村の条例で定めることとなりました。つきましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国が定めておりました基準と同じ基準で制定させていただくものです。

条例の施行日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日でございます。

次に議第 9 号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成 25 年 4 月 1 日から施行され、指定区間内の国道に係る道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備等を追加することとなることから、一部改正を行うものでございます。

占用面積 1 平方メートルにつき 1 年で 820 円としており、条例の施行日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日でございます。

次に議第 10 号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成 25 年 4 月 1 日から施行され、指定区間内の国道に係る道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備等を追加することとなることから、竜王町道路占用料徴収条例を改正することにあわせて、同様の一部改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、法定外公共物の使用物件に太陽光発電設備等を追加するものでございます。

使用面積 1 平方メートルにつき 1 年で 820 円としており、条例の施行日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日でございます。

次に議第 11 号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）が施行され、都市公園法が一部改正されたことに伴い、これまで国において政省令で一律に定めていた都市公園に関する基準について、条例で定めることとなったことから一部改正するものでございます。

改正の内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、政省令の基準を参酌して都市公園の配置及び規模の基準等を定めるものでございます。

また、都市公園施設の利用の規定につきましても、都市公園内における行為の禁止を規定する第5条に、「公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をすること」を第12号として追加する一部改正を行うものでございます。

次に議第12号、竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、道路法が一部改正されたことに伴い、これまで国において政省令で一律に定めていた道路構造に関する技術的基準について条例で定めることとなったことから、制定するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国において政省令で定められておりました基準を参酌して道路構造に関する技術的基準を定めるものでございます。

次に議第13号、竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、道路法が一部改正されたことに伴い、これまで国において政省令で一律に定めていた道路標識の寸法について条例で定めることとなったことから、制定するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国において政省令で定められておりました基準を参酌して、道路標識の寸法及び文字の大きさについて定めるものでございます。

次に議第14号、竜王町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、これまで国において政省令で一律に定めていた特定道路の構造基準及び特定公園施設の設置基準について条例で定めることとなったことから、制定するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国において政省令で定められておりました基準を参酌して、移動等円滑化のために必要な特定道路の構造基準及び特定公園施設の設置基準を定めるものでございます。

次に議第15号、竜王町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、下水道法が一部改正されたことに伴い、これまで国において下水道法施行令で一律に定めていた公共下水道の構造に関する技術上の基準について条例で定めることとなったことから、一部改正するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国において下水道法施行令で定められておりました基準を参酌して、公共下水道の構造に関する技術上の基準を定めるものでございます。

次に議第16号、竜王町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、水道法が一部改正されたことに伴い、これまで国において政省令で一律に定めていた水道技術者の資格基準等について条例で定めることとなったことから制定するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、これまで国において政省令で定められておりました基準を参酌して、水道技術者の資格基準等を定めるものでございます。

次に議第17号、平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が54億9,126万1,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ11億8,511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,638万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、基本的に年度末を迎え、各事業費、事業量の確定及び節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入予算及び歳出予算の調整をさせていただくものでございます。また、これらを財源として、歳入では平成25年度以降の財政運営をより安定的に行うため、既に予算化しております財政調整基金繰入金の減額、歳出では平成25年度の実施を予定しておりました町道の舗装改良工事、竜王中学校体育館改修工事及び平成25年

度から着手を予定しております（仮称）竜王岡屋工業団地の整備に係る事業について、平成24年度国補正予算（第1号）による追加交付が行われたことにより、前倒して追加計上するものでございます。

また、町税につきましては、個人町民税、法人町民税について増額、固定資産税については減額をさせていただくものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延が生じているものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許の措置をお願いすることとあわせまして、地方債の追加および変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第18号、平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が10億5,040万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3,818万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,858万7,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の主な内容といたしましては、一般管理費では、決算見込みによる減額があるものの、国が70歳から74歳までのうち、現役並み所得者以外の方の一部負担割合を1割に据え置くこととされたことに伴い、高齢受給者証の発行費用として25万2,000円が増額したことから、20万2,000円の増額、保険給付費のうち一般被保険者療養給付費が4,485万円、退職被保険者等療養給付費が332万3,000円のそれぞれ増額、額の確定により後期高齢者支援金等が368万3,000円、前期高齢者納付金等が14万9,000円、共同事業拠出金が606万8,000円のそれぞれ減額、決算見込みにより保健衛生普及費が71万円の減額、歯科診療所における保健事業と施設整備事業分としての国からの交付金の額の確定により、諸支出金の施設勘定繰出金が41万6,000円の増額でございます。

歳入予算の主な内容といたしましては、決算見込みにより国民健康保険税が485万3,000円の減額、歳出の保険給付費の財源として国庫支出金の療養給付費等負担金が2,449万円の増額、額の確定により高額医療費共同事業負担金が19万2,000円の減額、財政調整交付金が395万7,000円の増額、高齢受給者証の発行費用として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が25万2,000円の増額、額の確定により療養給付費等交付金が1,185万9,0

00円の増額、県支出金の財政調整交付金が283万1,000円の増額、額の確定により高額医療費共同事業負担金が19万2,000円の減額、保険基盤安定負担金等の確定により一般会計繰入金が179万9,000円の増額、前期高齢者交付金等の増加により財政調整基金繰入金が1,900万円の減額、繰越額の確定により繰越金が1,722万8,000円の増額でございます。

次に議第19号、平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が医科8,880万9,000円、歯科5,440万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ医科57万8,000円、歯科73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科8,823万1,000円、歯科5,366万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、歳入では診療収入、財政調整基金からの繰入金のそれぞれ減額、前年度繰越金の増額、諸収入の減額でございます。

歳出では、主に人事異動に伴います人件費の減額、医薬品衛生材料費に不足が見込まれることから医薬材料費の増額、財政調整基金積立金の増額でございます。歯科につきましては、歳入では、診療収入、一般会計繰入金、財政調整基金からの繰入金のそれぞれ減額、前年度繰越金の増額、諸収入の減額でございます。歳出では、主に人事異動に伴います人件費の減額、額の確定により医療用機械器具費の減額をいたしたいものでございます。

次に議第20号、平成24年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、6億3,294万3,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,522万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成24年度の執行調整等によるもので、分担金収入及び繰越金のそれぞれ増額、繰入金の減額、事業費精査及び執行残によります減額でございます。

また、特定環境保全公共下水道事業におきまして遅延が生じておりますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許の措置をお願いするものでございます。

次に議第21号、平成24年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が6億9,301万8,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ186万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,114万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきましては、保険料が903万7,000円、保険給付費に見合うルール分の負担として、国・県・支払基金などの公費負担分が623万7,000円、一般会計からの繰入金76万7,000円のそれぞれ減額、介護給付費準備基金繰入金750万7,000円、繰越金666万5,000円の増額でございます。

歳出におきましては、決算見込みにより、総務費といたしまして12万7,000円の減額、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費が140万円の減額、保険給付費のうち要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費が4万円、高額介護サービス等費が10万円のそれぞれ増額、また地域支援事業費といたしまして48万2,000円の減額でございます。

次に議第22号、平成24年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、8,170万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,500万円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、保険料の本算定後の調定額の増などにより、後期高齢者医療広域連合納付金が330万円の増額でございます。

歳入予算の内容といたしましては、本算定後の調定額の増などにより収納額を精査し、後期高齢者保険料が530万6,000円の増額、保険基盤安定負担金の額の確定により繰入金が201万7,000円の減額、前年度繰越金の額の確定により繰越金が1万1,000円の増額でございます。

次に議第23号、平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成24年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額は3億26万7,000円、収益的支出の既決予定額は3億2,024万6,000円でございます。今回、収益的収入の既決予定額に2,158万5,000円を増額し3億2,185万2,000円に、収益的支出の既決予定額から2,143万4,000円を減額し、2億9,881万2,000円に、

また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億1,618万5,000円から1,015万円を減額し、1億603万5,000円に、資本的支出の既決予定額1億6,553万8,000円から346万円を減額し、1億6,207万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、収益的収入につきましては、給水収益といたしまして水道使用料1,200万円、補助金といたしまして町補助金618万5,000円、雑収益といたしましてその他雑収益140万円、消費税及び地方消費税還付金が200万円のそれぞれ増額でございます。

収益的支出につきましては、原水及び浄水費といたしまして水質検査の手数料60万円、動力費100万円、受水費1,000万円、配水及び給水費といたしまして、施設の点検などの委託料240万円、総係費といたしまして213万7,000円、資産減耗費といたしまして水源地除却に伴います固定資産除却費500万円、支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして企業債利息29万7,000円のそれぞれ減額でございます。

資本的収入につきましては、出資金といたしまして2,618万5,000円の減額、補助金といたしまして1,189万5,000円の増額、他会計負担金といたしまして414万円の増額でございます。

資本的支出につきましては、改良事業費といたしまして委託料346万円の減額でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補填財源につきましても改正させていただくものです。

また、第8条で定めました他会計からの補助金につきまして、出資金からの組み替えに伴い、3,585万3,000円に改正させていただくものです。

以上、議第1号から議第23号までの23議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第17号及び議第20号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から議第17号、平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず、歳入予算では町税につきましては、個人町民税が417万円、法人町民税が7億4,257万8,000円のそれぞれ増額、固定資産税が7,642万1,000円の減額でございます。また、決算見込みにより、地方譲与税が230万円、自動車取得税交付金が400万円のそれぞれ増額、地方特例交付金が163万6,000円の減額、地方交付税のうち特別交付税について、現時点における交付確定分により526万7,000円の増額、国庫支出金につきましては、子ども手当負担金及び児童手当負担金が決算見込みによるそれぞれ減額、都市再生整備計画事業及び道路改築に係る社会資本整備総合交付金につきましては、それぞれ平成25年度からの前倒し分と既計上予算における決算見込みとの差引合計額2億689万2,000円の増額及び335万円の減額、また、これらの事業に係る地方負担分に対する地域の元気臨時交付金が2億1,819万円及び60万円のそれぞれ追加、こちらも平成25年度からの前倒し計上となります中学校体育館の改修に係る中学校施設環境改善交付金が4,371万6,000円、及び防災情報通信設備整備事業交付金が2,072万7,000円のそれぞれ追加、県支出金につきましては、額の確定により国保保険基盤安定負担金の増額及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金が減額、また児童手当負担金が給付額の確定に伴う減額、介護施設等開設準備経費補助金について、係る事業の遅延に伴い工期の延長等を要することから、平成25年度において改めて計上するため減額、決算見込みにより青年就農支援事業補助金、個別所得補償経営安定推進事業補助金がそれぞれ減額、今年度予算計上しております財政調整基金繰入金2億5,000万円の減額、前年度繰越金が5,711万9,000円のそれぞれ増額、（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業における平成25年度からの前倒し分に係る竜王インター周辺地区整備協力金が1億693万円の追加、町債において民生債での児童福祉施設整備事業が590万円、篠原駅周辺都市基盤整備事業債が430万円、社会資本整備事業債の道路改築分が500万円のそれぞれ減額、竜王中学校体育館の改修事業の前倒しによる予算化に伴う中学校体育館大規模改造事業債が1億6,280万円の追加などをお願いするものでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、それぞれ決算見込みにより篠原駅周辺都市基盤整備事業負担金が443万1,000円の減額、生活交通路線維持費補助金が140万6,000円の増額、コミュニティバス運行委託補助金が325万円の減額、重度障害者支援等補助金について、本年度においては不執行により164万8,000円の減額、また、決算見込みにより国保特別会計（事

業勘定)繰出金が179万9,000円の増額、高齢者福祉施設等整備事業補助金につきましては、係る事業の遅延に伴い工期の延長等を要することから、平成25年度において改めて計上するため減額、額の確定により後期高齢者医療特別会計繰出金が201万7,000円の減額、決算見込みにより竜王小学校区学童保育所建築工事が651万円、子ども手当が187万5,000円、児童手当が1,780万円のそれぞれ減額、ポリオ予防接種委託料が当初の想定を超えての執行状況となったことにより254万8,000円の増額、国保特別会計(施設・歯科)繰出金が歯科保健事業分の決算見込みにより190万円、青年就農支援助成金が600万円、農地集積協力金が395万円、農地・水・環境保全対策負担金(共同活動分)が216万5,000円、農地・水・環境保全対策負担金(向上活動分)が230万9,000円、環境保全型農業支援事業補助金が244万9,000円のそれぞれ減額でございます。

続きまして、町単独道路橋梁改良事業につきましては、本年度の決算見込みによる減額及び平成25年度事業分について、平成24年度への前倒し計上に係る増額との差引合計625万円の減額、決算見込みにより下水道特別会計繰出金のうち公共下水道分が2,481万6,000円の減額、まちづくり交付金事業が本年度の決算見込みによる減額及び平成25年度事業分について、平成24年度への前倒し計上に係る増額との差引合計5億3,236万3,000円の追加、決算見込みにより消火栓設置工事負担金が396万5,000円の減額、平成24年度国補正予算(第1号)に係る防災情報通信設備整備事業が2,072万7,000円の追加、地域防災計画見直し業務委託料の減額、平成24年度国補正予算(第1号)に係る平成24年度へ前倒し計上する竜王中学校体育館改修工事設計監理業務委託料及び同改修工事が473万3,000円及び2億83万7,000円のそれぞれ追加、竜王幼稚園屋内消火栓修繕工事が354万円の追加、人権問題住民意識調査業務委託料及び文化財確認調査業務委託料がそれぞれ減額、また、財政調整基金、教育厚生施設等整備基金及び公共施設維持管理基金に係る各積立金がそれぞれ5億3,829万7,000円、2,000万円及び1,000万円のそれぞれ増額、人件費の補正について、特別職に係る給料分480万8,000円の減額、職員の部分休業及び病休等による給料等の不要分及び嘱託職員の退職に伴う分等の減額、一般職員の時間外手当359万1,000円の増額及び本年度末退職予定の職員に係る勧奨制度により増額となる分1,827万4,000円の増額等、本年度の決算見込みにより、1,126万5,000円

の増額を行うものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、事業の遅延等によりまして篠原駅周辺都市基盤整備事業が923万1,000円、高齢者福祉施設等整備事業が3,000万円、児童福祉施設保育所整備事業が8,192万3,000円、町単独道路橋梁改良事業が4,945万円、まちづくり交付金事業が5億3,292万円、防災情報通信設備事業が2,072万7,000円、中学校施設整備事業が2億868万8,000円及び竜王幼稚園施設整備事業354万円について、それぞれ地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許措置をお願いし、平成25年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

また、地方債補正といたしまして、事業の前倒し計上により中学校体育館大規模改造事業債が1億6,280万円の追加、決算見込みにより篠原駅周辺都市基盤整備事業が430万円、児童福祉施設整備事業が590万円及び社会資本整備事業債の道路改築分が500万円のそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第17号、平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げ、説明といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設水道課長。

**○建設水道課長（竹内 修）** 引き続きまして、議第20号、平成24年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書93ページからの下水道事業特別会計補正予算（第2号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

まず、歳入補正予算の内容について御説明申し上げます。

95ページの分担金について、新たに公共下水道へ接続されました事業所等からの納入に伴い603万8,000円、国庫補助金について、長寿命化基本計画のための補助金4万5,000円、財産運用収入について4,000円のそれぞれ増額をさせていただくものでございます。

次に繰入金について、事業精査等に伴い2,481万6,000円の減額、繰越金について1,101万2,000円の増額をさせていただくものでございます。

次に、歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。

97ページ農業集落排水事業費の施設管理費につきまして、農業集落排水処理施設管理基金積立金の利子4,000円の増額でございます。公共下水道事業費の一般管理費につきましては、支払消費税額の減による372万1,000円の減額でございます。

次に施設管理費につきましては、執行調整等によります修繕費の執行残200万円、委託料の執行残200万円のそれぞれ減額でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第20号、竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際、申し上げます。

ここで午後3時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 次に、議第24号から議第36号までの13議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第24号、平成25年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ62億7,300万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、総額で14億8,600万円の増加、率にして31.0%の増となるものでございます。

本年度予算に係ります基本的な考え等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして、第五次竜王町総合計画における基本理念に基づいて申し上げますと、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」といたしましては、再生可能エネルギーの普及に向けた一助として、また本町における防災上の備えといった視点も含めた公共施設再生可能エネルギー導入事業について、多くの一級河川を抱える本町において、良好な景観の確保に加えて、増水時における氾濫防止等防災上の点からも重要となる河川愛護作業補助金について、また文化財調査事業として、実態把握ができていなかった野寺城跡などの山岳寺院跡に係る確認調査を行うための文化財悉皆調査業務について実施したいと考えております。

「みんなが安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、高齢者保健福祉計画及び子ども・子育て支援計画の策定、平成24年度に引き続いて、平成26

年4月の開所に向けた民間保育所の整備促進、住民の安全・安心な生活の実現に向けた地域防災計画の策定、消火栓の設置更新、計画的な消防設備の更新、老朽化した橋梁及び学校施設の改修などに加えて、引き続き小・中学校管理事業において、小・中学校の35人学級実現を図るために、町単独費による教員の加配措置などを行います。

「チャンスを活かすたくましいまちづくり」といたしましては、第五次竜王町総合計画において、竜王町が目指す若者等の定住促進に向けた住宅リフォーム助成事業の創設及び（仮称）竜王岡屋工業団地の整備に係る事業に加えて、計画調査・一般管理事業において、住宅地の整備に向けた地区計画の策定に係る業務委託を定住化促進事業において実施したいと考えております。

「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」といたしましては、我がまちが目指す目標の実現に向けて、住民と行政がともにまちを築く取り組みとして、平成24年度に引き続き、自発的な活動を促進するようなまちづくりに資する活動を行う団体等に対して補助金を交付するまちづくり活動支援事業及び自治会におけるまちづくり計画の策定支援を行うコミュニティ支援事業等を実施いたします。

なお、今後におきましては、引き続き第五次竜王町総合計画において竜王町が目指す住民皆様のためのまちづくりの実現に向けて、町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただく所存でありますとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に議第25号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億5,820万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、8,060万円の増額で、率にいたしますと8.2%の増でございます。

主な内容といたしまして、歳出では保険給付費が7億1,660万4,000円で、医療費の増高に伴い、前年度と比べて8,353万円の増額、後期高齢者支援金等が1億4,003万2,000円で、後期高齢者医療費の増加傾向に伴い、前年度と比べて1,019万2,000円の増額、介護納付金が6,247万円で、全国的に介護給付費が増加していることに伴い、前年度と比べて594万円の増額、共同事業拠出金が1億747万3,000円で、過去3カ年の交付金実績により、前年度と比べて1,284万円の減額、保健事業費が1,744万4,000円で、前年度と比べて380万2,000円の減額、諸支出金が2

23万1,000円で、前年度と比べて105万円の減額でございます。

歳入につきましては、歳出に対して国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金、前期高齢者交付金をルールに従い適正に事務処理を行い、歳出に見合う税率となるよう点検をするとともに、必要に応じて財政調整基金からの繰り入れを行いながら、安定した財政運営に努めてまいります。また、税の公平性の理念により、平成25年度も引き続き未納者対策に努めてまいります。

次に、議第26号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ医科8,360万円、歯科4,980万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、医科では500万円の減額で、率にしますと5.6%の減となるものでございます。

歯科では460万円の減額で、率にしますと8.5%の減となるものでございます。医科及び歯科におきましては、診療を中心に、疾病の早期発見、早期予防並びに地域を担う地域包括医療の拠点として取り組みます。さらに、健康推進並びに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第27号、平成25年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,800万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと300万円の減額で、率にしますと4.9%の減としております。

歳入といたしましては、給食負担金が5,798万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第28号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,160万円と定めるものでございます。平成24年度の当初予算と比較いたしますと890万円の増額で、率にして1.4%の増となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、皆様方の御理解、御協力をいただき

まして、さらなる水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、おおむね住居系の面整備も完了し、維持管理の時代となり、さらなる施設の維持管理の推進が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第29号、平成25年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,580万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと3,090万円の増額で、率にして4.6%の増となり、増加しております保険給付費を勘案したものでございます。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費や要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費で、前年度当初予算と比較しますと3,826万8,000円の増額でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業費において介護予防特定高齢者施策事業費に係る介護予防教室の実施方法や任意事業費の委託料の精査などにより、地域支援事業費全体として、前年度当初予算と比較しますと166万7,000円の減額でございます。

歳入につきましては、介護保険料が1億3,717万7,000円で、前年度当初予算と比較しますと5万8,000円の増額と見込んでおります。その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込んでおります。

今後とも介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第30号、平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8,220万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと50万円の増額で、率にいたしますと0.6%の増でございます。

歳出につきましては、総務費が203万7,000円で、前年度当初予算と比較しますと15万5,000円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金が7,996万2,000円で、前年度当初予算と比較しますと34万5,000円の増額、これは後期高齢者医療制度の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者

医療広域連合へ納付するものでございます。諸支出金が20万1,000円で、前年度当初予算と同額でございます。

歳入につきましては、後期高齢者の被保険者の方に納めていただく後期高齢者保険料が5,800万1,000円で、被保険者数の増加等と平成24年度の保険料改定により前年度当初予算と比較しますと200万円の増額、使用料及び手数料が2,000円で、前年度当初予算と同額、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金で2,399万1,000円で、前年度当初予算と比較しますと150万円の減額、繰越金が1,000円、諸収入が20万5,000円で、それぞれ前年度当初予算と同額でございます。

次に、議第31号、平成25年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億2,427万4,000円及び収益的支出の予定額を3億1,758万9,000円、資本的収入の予定額を9,080万円、資本的支出の予定額を1億3,675万2,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設の耐震化について、年次計画による改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力を行います。あわせて経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに、公営企業としての経済性を発揮するよう一層の努力をいたすものでございます。

続きまして、議第32号、町道路線の認定につきましては、（仮称）竜王岡屋工業団地の推進を図るべく、町道認定をお願いするものでございます。

町道谷川線は、滋賀県及び滋賀県土地開発公社が（仮称）竜王岡屋工業団地の基本計画の中で幹線道路として位置づけられている道路であることに加え、当町としましても、土地利用等の関係からも町道としての位置づけが必要であると考えております。また、国から竜王インターチェンジ周辺地区での社会資本整備事業として認可を受ける上でも町道認定が条件となっておりますことから、町道谷川線として新規の認定をお願いするものです。

次に、議第33号、町道路線の変更につきましても、（仮称）竜王岡屋工業団地の推進を図るべく変更認定をお願いするものでございます。

町道岡屋仁殿線は、滋賀県及び滋賀県土地開発公社が（仮称）竜王岡屋工業団地の基本計画の中で幹線道路として位置づけられている道路であります。今後は、主要アクセス道路となる国道477号と2カ所以上で接続することとし、事業推進を図るため、現路線の終点から国道477号に接続するまでの区間について、

町道岡屋仁殿線の路線延長の変更認定をお願いするものです。

続きまして、議第34号、平成24年度竜王町水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、竜王町水道事業における資本剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまで、地方公営企業の資本剰余金は地方公営企業法の規定により、みなし償却資産の撤去等による損失を埋める場合のほか処分することができないとされていましたが、今回の法改正により資本制度が見直され、条例または議会の議決により処分することができることとされました。

ただし、平成26年度には、みなし償却制度が廃止される予定でありますことから、今年度と来年度の2年間のみの対応となりますので、当町では条例制定は行わず、議会の議決により処分いたしたいとするものでございます。

内容につきましては、補助金等をもって取得した資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価、または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分の撤去により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金961万4,501円を充てるものでございます。

次に、議第35号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議については、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合が入居する滋賀合同ビルの解体に伴う事務所の位置の変更及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約施行に関する覚書第2条との整合性を図ることから、このことに伴う規約変更の議決を全構成団体をお願いされるものです。

次に、議第36号、滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村退職手当組合規約の変更については、滋賀県自治会館管理組合が平成25年3月31日をもって解散することにより、滋賀県市町村退職手当組合から脱退することとなること及び滋賀合同ビルの解体に伴う事務所の位置の変更のため、このことに伴う規約改正の議決を全構成団体をお願いされるものです。

以上をもちまして、議第1号から議第36号までの36議案につきまして御説明を申し上げたところでございますが、議第24号、議第25号、議第26号、議第28号、議第29号及び議第31号の詳細につきまして、順次各担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い

申し上げます、提案理由といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から議第24号、平成25年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております提出議案説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、30ページをごらんください。歳入予算の状況でございますが、町税が30億1,008万3,000円で、前年度に比べて9,973万3,000円の増、率にして3.4%の増と見込んでおります。これは固定資産税が評価替え及び償却資産の減少等により1億2,916万7,000円の減、率にして7.6%の減となる一方で、個人町民税、軽自動車税及び町たばこ税がおおむね横ばい、または微減と見込まれることに加えまして、法人町民税が一部大手企業の業績の回復が見込まれること等によりまして2億2,990万円の増、率にして55.0%の増としたことによるものでございます。

地方譲与税、県税交付金及び地方特例交付金につきましては、総務省、または県推計値等により、おおむね前年度並みと見込んでおります。

一方、地方交付税につきましては、平成24年度の法人町民税収の大幅な伸びを受けた基準財政収入額の増により、普通交付税では4年ぶりに不交付となることが見込まれることから1億円の減少、特別交付税では、本町におけるここ数年の特別交付税決算額を勘案して3,000万円とし、地方交付税総額で前年度比9,600万円の減、率にして76.2%の減としております。

分担金及び負担金については、基幹水利施設管理事業に係る地元分担金の減少を見込む一方で、保育所運営費負担金が増加することにより、総額で6,823万5,000円を計上し、0.3%の増としております。

使用料及び手数料については、幼稚園保育料を初め、預かり保育料、通園・通学自動車使用料、法定外公共物使用料、戸籍住民登録手数料等により総額で3,796万円を計上し、6.3%の増としております。

国庫支出金については、（仮称）竜王岡屋工業団地整備に係る事業による社会資本整備総合交付金の増加及び障害福祉サービスの給付の増加に伴う増等により9億6,323万1,000円と、前年度に比べて6億2,609万9,000円の増、率にして185.7%の増としております。

県支出金については3億8,912万5,000円と、前年度に比べて2,6

19万7,000円の増、率にして7.2%の増としております。主な増加要因といたしましては、公共施設再生可能エネルギー等導入事業の実施に係る補助金が追加、地籍調査費の増加に伴う増等によるものです。

繰入金については、地方交付税の減少等が見込まれることから、前年度に比べて2億700万円の増となる4億5,700万円を財政調整基金からの繰り入れにより補填するなど、総額で4億6,590万円を計上し、84.9%の増としております。

諸収入については、(仮称)竜王岡屋工業団地整備に係る事業による竜王インター周辺地区整備協力金の追加等により、前年度に比べて大幅な増となり、総額で9億7,057万円の計上としております。

町債については、6,500万円を計上しており、前年度に比べ3億550万円、率にして82.5%の減となっております。これは平成24年度の法人町民税収の大幅な伸びを受けて普通交付税が4年ぶりに不交付となることが見込まれることとあわせて、普通交付税とともに算定を行います臨時財政対策債についても発行可能額の算出が見込めないことから、これを皆減としたこと等によるものでございます。

次に、55ページをごらんください。

主な事業等を第五次竜王町総合計画の基本理念に基づく分類ごとに申し上げますと、まず、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、竜王中学校体育館太陽光発電設置工事等の公共施設再生可能エネルギー等導入事業が4,215万4,000円、河川愛護作業補助金が850万円を含む河川総務費・一般管理が918万3,000円、文化財調査事業が2,555万3,000円などでございます。

次に、「みんなが安心して暮せるまちづくり」でございますが、交通安全施設等維持修繕費が333万8,000円、国保特別会計(事業勘定)繰出金が4,847万7,000円、児童福祉施設(保育所)整備事業が924万4,000円、低年齢児保育保育士等特別配置事業が600万円、子ども・子育て支援事業計画策定事業が322万5,000円、介護保険事業計画等作成事業が392万3,000円、後期高齢者健診事業が131万6,000円、57ページに移りまして、道路橋梁維持補修費が3,673万4,000円、小型動力ポンプ整備事業が190万円、消火栓設置事業が311万7,000円、防災計画策定事業が1,019万7,000円、小中学校児童生徒生きる力育成事業が447万円、

小学校管理費及び中学校管理運営費のうち平成23年度以降実施しております小・中学校への町単独費による3名の嘱託講師措置について、平成25年度は小学校においてさらに1名増加し、合計4名を町独自に配置しつつ、35人学級の実現を図るため、これに係る人件費が1,293万4,000円などがございます。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」でございますが、篠原駅周辺都市基盤整備事業費が1,583万3,000円、定住促進住宅リフォーム助成事業が1,000万円、竜王町総合庁舎周辺地区定住化促進業務委託を含む定住化促進事業が240万円、竜王インター周辺地区整備事業が15億590万8,000円、外国語能力強化地域形成事業が45万6,000円、中学生海外派遣研修事業が259万2,000円などがございます。

次に、「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」でございますが、コミュニティ支援事業が30万円、まちづくり活動支援事業が100万円、スーサー・マリー市友好親善使節団受入事業が138万1,000円、ふるさと竜王夏まつり事業が250万円、コミュニティ・スクール推進事業が30万円、小学生地域間交流受入事業が66万6,000円、人権教育総合推進事業が24万円などがございます。

次に、その他といたしまして、議員研修事業が150万3,000円、地籍調査事業費が688万3,000円、固定資産評価替調査事業が782万4,000円、公図閲覧システム導入事業が333万5,000円、参議院議員選挙費が850万円、勤労福祉会館管理費が310万9,000円などがございます。

続きまして議案書263ページをごらんください。

第2表債務負担行為につきましては、篠原駅周辺都市基盤整備事業が、自由通路及び橋上駅舎等に係る西日本旅客鉄道株式会社と締結した基本協定の対象となる事業費のうち平成26年度分4,194万2,000円、固定資産評価替調査業務が平成26年度及び平成27年度分となる938万7,000円、高齢者保健福祉計画策定業務及び子ども・子育て支援事業計画策定業務がそれぞれ平成26年度分となる370万円及び350万円、小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務について、平成25年度から平成37年度までの間において115万2,000円の範囲内における損失補償、さらに竜王インター周辺地区整備事業として平成26年度分となる5億9,451万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものです。

次に、264ページの第3表地方債につきましては、篠原駅周辺都市基盤整備事業が1,320万円、小型動力ポンプの整備に係る消防防災設備整備事業が90万円、橋梁長寿命化修繕に係る社会資本整備事業が1,210万円、道路改築に係る社会資本整備事業が2,120万円、地方道路等整備事業が1,760万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、256ページの第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ限度額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第24号、平成25年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 犬井住民税務課長。

**○住民税務課長（犬井教子）** 続きます、議第25号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。お手元の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、3ページからごらんいただきたいと思っております。

歳入ですが、国民健康保険税は2億7,081万9,000円で、前年度と比較いたしますと445万8,000円の増額となります。

4ページの国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金として、歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれおよそ32%を見込んでおり、1億3,821万9,000円を計上しております。保険給付費の支出見込み増により前年度と比べて1,709万7,000円の増額でございます。

高額医療費共同事業負担金は80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町が、あらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおり、609万5,000円を計上しております。これは県についても同額の負担がございます。

次に、特定健康診査等負担金としては、平成20年度から各医療保険者へ義務づけられました特定健康診査の費用の国の負担分として102万7,000円を計上しており、前年度と比べて19万6,000円の増額としております。こちらも県において同額の負担がございます。

5ページの財政調整交付金は市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費の支出見込み増により3,988万1,000円で、前年度と比べて3

26万1,000円の増額でございます。

次に、療養給付費等交付金は1億895万円で、前年度と比べて1,765万1,000円の増額でございます。これは社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者の医療費の費用として支払われるものでございます。

5ページから6ページの前期高齢者交付金は2億7,379万4,000円で、前年度と比べて2,372万3,000円の増額でございます。これは65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであります。

次の県支出金は、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補填するもので、保険給付対策費補助金として82万7,000円を計上しております。

財政調整交付金は4,507万8,000円で、保険給付費の支出見込み増により、前年度と比較しますと381万9,000円の増額でございます。同じページの高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様に、拠出金の4分の1を見込んでおります。特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に県の負担分として見込んでおります。

次に、7ページの共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金は1億1,452万8,000円としております。これは高額な医療費となった場合に、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度であります。平成24年度の実績見込み額が前年度より増加傾向であることを踏まえて、前年度と比べて2,352万8,000円の増額でございます。

7ページから8ページの繰入金は4,847万7,000円で、一般会計からのルール分の繰り入れのほか、国庫支出金で減額された町単独の福祉医療の波及分への繰り入れでございます。

繰越金は148万円で、前年度と比べて12万4,000円の減額でございます。

9ページから10ページの諸収入は、総額で175万2,000円です。延滞金を前年度の実績額に応じて予算計上したことから、109万8,000円の増額としております。

次に歳出でございます。11ページをごらんください。

総務管理費は441万7,000円でございます。内容といたしましては、国保連合会電算レセプト処理負担金等一般事務経費でございます。

11ページから12ページの徴税費は196万5,000円、運営協議会費は21万1,000円でございます。

12ページから13ページは国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費は、就学後から70歳までの方ですと、7割の現物給付でございますが、5億2,284万円で、保険給付費の支出見込み増により、前年度と比べて5,416万円の増額でございます。

退職被保険者等療養給付費は、これも就学後から65歳までの方ですと7割給付の分でございますが、9,269万円で、前年度と比べて869万円の増額でございます。一般被保険者療養費は624万円、退職被保険者等療養費は127万円、審査支払手数料は188万円でございます。

高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は6,983万円で、前年度と比べて1,754万円の増額、退職被保険者等高額療養費は1,381万円で、前年度と比べて374万円の増額でございます。一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度と同額でございます。

14ページの葬祭諸費、移送費、15ページの出産育児諸費の出産育児一時金及び支払手数料についても、前年度と同額でございます。

次に、後期高齢者支援金等は、各保険者が後期高齢者の医療費のうち患者負担分以外の部分の10分の4を支援するものであります。後期高齢者の医療費の増高の影響により、本年度は1億4,003万2,000円で、前年度と比べて1,019万2,000円の増額でございます。

前期高齢者納付金等は、歳入でもありました前期高齢者交付金の逆で、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、竜王町国保としての負担金が18万2,000円でございます。

16ページの老人保健拠出金は1万1,000円で、これは後期高齢者医療制度の施行に伴い廃止となった老人保健制度に係る平成20年3月診療分の精算や月おくれ、過誤返戻等による拠出金ですが、これらの業務はおおむね終了しており前年度と同額でございます。

介護納付金は6,247万円で、これは国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合算して社会保険診療報酬支払基金へ納付するものです。介護保険の利用者の増加や介護報酬の増加に伴い、前年度と比べて594万円の増額でございます。

次に、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金は2,438万円で、これは80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度でございます。ただし、財源の一部として国及び県が4分の1ずつ負担しているものです。

また、保険財政共同安定化事業拠出金は8,307万円で、これは20万円を超え80万円未満の医療費が対象となり、県内市町の拠出金を財源として支給される制度でございます。

17ページから18ページの保健事業費につきましては、国保の保険者として、40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけられましたことで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めるとともに、国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費は1,174万6,000円、保健衛生普及費は569万8,000円でございます。基金積立金は15万円で、財政調整基金の利息分でございます。

次に、20ページの諸支出金の施設勘定繰出金は、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定（歯科）予算へ繰り出すもので、歯科保健センター事業分の100万円でございます。

今後も保健センターとともに、国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって健康寿命の伸展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第25号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第26号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。特別会計の歳入歳出予算に関する説明書27ページをごらんいただきたいと思います。

医科につきましては、診療所の運営の根幹をなす外来収入として7,973万6,000円を計上しております。

28ページの介護サービス収入は、介護保険サービスを提供したことによる報酬収入で14万円を計上しております。使用料及び手数料は診断書の証明手数料として、財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

29ページの財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度は施設及び医療関係備品等の整備を予定しておりませんので、繰り入れはございません。

歳出でございますが、31ページから32ページにかけて診療施設の運営維持管理として総務費を4,640万円計上いたしております。

33ページの医業費については、前年度実績を踏まえて3,651万円を計上しております。公債費については、平成24年度をもって施設建設に係る起債の償還が完了したことから、198万9,000円の減となっております。医科診療所では、地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健、福祉、医療の連携を図りながら地域に根差した医療・保健事業に努めてまいります。

次に歯科でございますが、45ページの外来収入は診療所運営の根幹をなし、3,971万3,000円を計上し、46ページの介護サービス収入については110万2,000円を計上いたしております。事業勘定繰入金の100万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助100万円の繰入金です。

次の47ページの一般会計繰入金につきましては600万円でございます。財政調整基金からの繰入金につきましては、平成24年度には診察台の更新を行う予定であったことから358万1,000円の予算計上をしておりましたが、平成25年度におきましては、大型の機器の更新や施設の整備を予定していないことから314万円の減となっております。

歳出でございますが、49ページから50ページの歯科診療所の運営維持管理費として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として4,137万9,000円を計上しております。次の医業費では810万4,000円を計上いたしております。

52ページの基金積立金1万6,000円は基金の利子です。公債費につきましては、一時金借入金利子として1,000円を計上しております。本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、80歳になっても20本の健康な自分の歯をという「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所並びに医療機関、地域等との連携を図りながら、乳幼児から高齢者までを対象に、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合い言葉に、診療業務とあわせて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。また、在宅医療や糖尿病ケアにおいて医科と歯科の連携は大変重要であり、圏域連携も視野に置きながら事業推進に取り組んでまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、議第26号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

きます。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設水道課長。

○建設水道課長（竹内 修） 続きまして、議第28号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容を簡潔に御説明申し上げます。特別会計の歳入歳出予算に関する説明書69ページをごらんください。

歳入の関係でございますが、主な収入といたしましては、農業集落排水及び公共下水道の使用料といたしまして1億7,048万7,000円を計上させていただいております。その内容としましては、農業集落排水が865万円と公共下水道が1億6,183万7,000円であります。

次に、国庫補助金として700万円を計上させていただいております。前年度比較では、244万5,000円の増額でございます。

次に、71ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰入金3億692万1,000円を計上させていただいております。その内容としまして、農業集落排水事業分として1,198万2,000円、公共下水道事業分2億9,493万9,000円として繰り入れを計上しており、前年度比較では26万円の増額でございますが、これは下水道使用料収入の減額等からなる増額でございます。

次に、73ページの町債でございますが、1億5,630万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億2,060万円と琵琶湖流域下水道事業債3,570万円であります。前年度比較では1,170万円の増額となるもので、これは償還元金の増加による資本費平準化債の増額に伴うものでございます。

次に、74ページの歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費及び施設管理費といたしまして1,034万7,000円を計上させていただいております。前年度比較では131万5,000円の減額となるものです。これは施設管理費の減額によるものでございます。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気料が192万円、処理場等の管理委託料が724万5,000円でございます。

次に、75ページの公共下水道事業費の一般管理費及び施設管理費といたしましては、1億482万9,000円を計上させていただいております。前年度比較では206万7,000円の増額となるものです。これは施設管理費の増額によるものです。公共下水道事業の内容といたしましては、通信運搬費が106万円、公課費650万円、人件費1,321万7,000円、電気料225万5,

000円、施設修繕費170万円、委託料945万9,000円、また、県への琵琶湖流域下水道維持管理負担金6,845万1,000円でございます。

次に、76ページから77ページの公共下水道管渠築造費といたしまして、3,726万7,000円を計上させていただいております。前年度比較としましては、100万4,000円の増額となるものです。これは県への琵琶湖流域下水道事業負担金の増額によるものでございます。また人件費が786万7,000円、管路施設管理計画基本構想策定業務委託料1,420万円であります。

次に、77ページの公債費でございますが、4億8,865万7,000円を計上させていただいております。前年度比較では、714万4,000円の増額となるものです。これは元金償還金の増額によるものでございます。その内容としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億5,091万円と同利子償還金が1億3,744万7,000円、一時借入金利子が30万円であります。

次に、議案書の282ページをごらんください。第2条の地方債の関係でございますが、第2表において、地方債の限度額といたしまして1億5,630万円とするものでございます。

次に、278ページをごらんください。第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第28号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明いたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 続きますので、議第29号、平成25年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。特別会計の歳入歳出予算に関する説明書89ページをごらんいただきたいと思っております。

保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などが1億3,717万7,000円で、前年度に比べ5万8,000円の増となります。

89ページから90ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億2,388万6,000円、調整交付金が2,283万2,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が98万6,000円、包括的支援事業・任意事業が528万8,000円で、それぞれルール分を計上しております。

90ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に介護給付費

交付金が1億9,313万7,000円、地域支援事業支援交付金が114万4,000円を計上しております。

91ページの県支出金は、介護給付費負担金が9,256万1,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が49万3,000円、包括的支援事業・任意事業が264万4,000円で、それぞれルール分を計上しております。財産収入は介護給付費準備基金の運用利子8万円を計上しております。

92ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして9,764万3,000円を計上しており、その内訳は介護給付費繰入金が8,324万6,000円、その他一般会計繰入金が1,125万8,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が49万4,000円、包括的支援事業・任意事業が264万5,000円でございます。介護給付費準備基金からの繰入金として1,682万円を計上しております。

次に歳出でございます。95ページをごらんください。

総務管理費が110万9,000円、徴収費が89万1,000円を計上しております。また、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金などについて、介護認定審査会費として604万3,000円を計上しております。

97ページから101ページの保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が6億355万2,000円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が4,064万9,000円、高額介護サービス等費が666万円、特定入所者介護サービス等費が1,355万円、高額医療合算介護サービス等費69万8,000円、その他の保険給付費を含め全体で6億6,601万9,000円を計上しております。居宅介護サービスや地域密着型サービスに係る給付費が増加しており、全体といたしましては3,826万8,000円の増額でございます。

101ページから103ページの地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が394万5,000円で、特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務に係る委託料、一般高齢者に対する介護予防教室に係る委託料などがございます。また、包括的支援事業・任意事業費が1,626万1,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業や家族介護

者支援事業に係る委託料でございます。

今後も住民の皆様の健康づくり、特に介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、御本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第29号、平成25年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設水道課長。

**○建設水道課長（竹内 修）** 続きまして、議第31号、平成25年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,800戸、年間総配水量といたしまして180万立方メートル、1日平均給水量は4,200立方メートルを予定するものでございます。さらに主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施する計画でございまして、その事業費といたしましては1億2,620万円とするものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料41ページの予算の概要によりまして説明いたします。

第3条予算の関係でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億2,427万4,000円と定めております。前年度と比較して2,400万7,000円の増額でございます。

収益的支出の予定額といたしまして、3億1,758万9,000円と定めております。前年度と比較して94万9,000円の減額でございます。収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,815万5,000円でございます。その主な収入といたしましては、水道使用料が2億9,400万円で、前年度比較では1,759万8,000円の増額でございます。営業外収益につきましては2,611万9,000円で、その主な収入といたしましては、町補助金が2,417万3,000円で、前年度比較では640万円の増額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億151万9,000円でございます。その主な支出といたしましては、県水受水費が1億7,674万4,000円、減価償却費が4,535万6,000円、人件費が2,830万9,000円、委託料が1,113万6,000円でございます。その他の営業費用につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。営業外費用

につきましては1,587万円で、その主な支出といたしましては、支払利息1,347万円等でございます。

さらに、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入が9,080万円でございます。前年度と比較しますと2,218万5,000円の減額でございます。資本的支出といたしましては1億3,675万2,000円でございます。前年度と比較しますと2,878万6,000円の減額でございます。その主な支出といたしましては、改良事業費が1億2,500万円でございます。これは管路更新工事などの設計委託料と工事費でございます。

次に、企業債償還金といたしまして1,055万2,000円でございます。これは企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして4,595万2,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金並びに消費税資本的収支調整額で補填させていただくこととしております。

次に予算書の2ページをごらんください。第5条で企業債の限度額を8,000万円に、第6条で一時借入金の限度額を8,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費2,830万9,000円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして3,185万6,000円、第9条でたな卸資産の購入限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第31号、平成25年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第39 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程はこれで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後4時48分